

## 助産所に係る許可・届出

開設者が法人等、助産師以外の場合

	届出用紙の名称	事項	根拠法令等	様式	提出日	提出数
1	助産所開設許可申請	開設しようとするとき 提出前に、担当窓口までご相談ください	法第7条第1項 則第2条第1項	明助 様式第1号	事前	2部
2	助産所敷地面積及び建物の構造設備・平面図変更許可申請	増改築、室の用途変更、敷地面積や平面図を変更するとき	法第7条第2項 則第2条第2項	明助 様式第2号	変更前	
3	助産所従業者定員変更許可申請	従業者の定員を変更するとき	法第7条第2項 則第2条第2項	明助 様式第3号	変更前	
4	助産所開設届	開設したとき	法第4条の2第1項 則第3条第1項	明助 様式第4号	開設後 10日以内	

開設者が助産師の場合

	届出用紙の名称	事項	根拠法令等	様式	提出日	提出数
5	助産所開設届	助産所を開設したとき 提出前に、担当窓口までご相談ください	法第8条 則第5条	明助 様式第5号	開設後 10日以内	2部
6	助産所敷地面積及び建物の構造設備・平面図変更届	増改築、室の用途変更、敷地面積や平面図を変更するとき	令第4条第3項	明助 様式第7号	変更後 10日以内	
7	助産所入所施設数変更届	入所施設数を変更したとき	令第4条第3項	明助 様式第8号	変更後 10日以内	
8	助産所「開設者の兼務・兼職状況」「従業者の定員」変更届	開設者の兼務兼職状況や従業者の定員を変更するとき	令第4条第3項	明助 様式第9号	変更後 10日以内	
9	助産所開設者死亡（失そう宣告）届	開設者が死亡又は失そう宣告を受けたとき	法第9条第2項	明助 様式第12号	死亡後 10日以内	
10	助産所管理免除許可申請	開設者による管理が難しく（病気療養や公職に就任など）、他の者に管理させるとき	法第12条第1項ただし書 則第8条	明助 様式第13号	事前	

共通様式

	届出用紙の名称	事項	根拠法令等	様式	提出日	提出数
11	助産所開設届出事項等変更届	助産所の名称、従事助産師の氏名、開設者の住所、管理者の住所、嘱託医師の住所・氏名等を変更したとき	令第4条第1項 令第4条の2第2項 則第3条第2項等	明助 様式第6号	変更後 10日以内	2部
12	助産所（休止・再開）届	休止期間が1年以内の休止（再開）するとき	法第8条の2第2項	明助 様式第10号	休止再開後 10日以内	
13	助産所廃止届	廃止したとき	法第9条第1項	明助 様式第11号	廃止後 10日以内	
14	助産所管理者兼任許可申請	2か所以上助産所を管理しようとするとき	法第12条第2項 則第9条	明助 様式第14号	事前	

入所施設を有する場合

	届出用紙の名称	事項	根拠法令等	様式	提出日	提出数
15	助産所入所施設使用許可申請	構造設備等を使用するとき	法第27条	明助 様式第15号	使用前	2部
16	助産所入所施設使用前自主検査申請	自主検査による使用前検査するとき	平成12年6月8日 付け健政発第707号 厚生省健康政策局長通知	明助 様式第16号	使用許可 申請前	

助産師出張業務関係

	届出用紙の名称	事項	根拠法令等	様式	提出日	提出数
17	助産師出張業務開始届	出張業務を開始するとき	法第5条第1項 法第8条	明助 様式第17号	開始後 10日以内	2部
18	助産師出張業務廃止届	出張業務をやめるとき	法第5条第1項 法第9条第1項	明助 様式第18号	廃止後 10日以内	
19	助産師出張業務開設者死亡（失そう宣告）届	開設者が死亡・失そう宣告したとき	法第5条第1項 法第9条第2項	明助 様式第19号	死亡後 10日以内	
20	助産師出張業務（休止・再開）届	休止期間が1年以内の休止するとき、再開するとき	法第5条第1項 法第8条の2第2項	明助 様式第20号	休止再開後 10日以内	

※ 法：医療法、令：医療法施行令、則：医療法施行規則